

# 農地流動化の現状と「新たな面的集積システム」の展望に関する研究

2008年1月25日(金)

九州大学大学院生物資源環境科学府

農業資源経済学専攻

農政学研究室

修士2年 水江 哲也

# 目次

第1章 はじめに

第2章 農地流動化政策の変遷

第3章 農地の面的集積の取組の現状

第4章 おわりに

# 第1章 はじめに

## 1. 1 研究の背景

- ①農業基本法(1961年制定)による構造政策
- ②WTO(1995年設立)による自由貿易の推進



FTA・EPAの締結による自由貿易の加速化

# 第1章 はじめに

## 1. 1 研究の背景(続き)

①構造政策②自由貿易の加速化


 農地流動化政策の推進

- 品目横断的経営安定対策の導入  
面積要件を設け、担い手に対象を限定
- 「新農政2007」  
「担い手への面的集積の加速化」


# 第1章 はじめに

## 1. 2 先行研究

- 稲本(1987): 規模拡大によるコスト上昇の原因を分析

 規模拡大による農地分散の拡大

- 梅本(1997): 規模拡大による圃場枚数の増加、分散化、遠隔化

 円滑な作業の阻害、肥培管理等の複雑化

# 第1章 はじめに

## 1. 3 課題設定

農地の面的集積が必要



権利関係の調整が必要

相対では限界

農地利用調整組織が必要



政府は「新たな面的集積システム」を構築

# 第1章 はじめに

## 1. 3 課題設定(続き)

①農地流動化の現状

②「新たな面的集積システム」の評価

# 第2章 農地流動化政策の変遷

## 2.1 農業基本法の制定

### 農業基本法第18条

農地についての権利の設定または移転が、農業経営規模の拡大・**農地の集団化**・家畜の導入・機械化その他農地保有の合理化および農業経営の近代化に資することとなるように



## 第2章 農地流動化政策の変遷

### 2.2 農地保有合理化事業の開始

- ・農地保有合理化促進事業(1970年、農地法改正)

農業経営規模の拡大、**農地の集団化**その他農地保有の合理化の促進を目的に規定



農地保有合理化事業(1993年、農業経営基盤強化促進法制定)

## 第2章 農地流動化政策の変遷

### 2.2 農地保有合理化事業の開始(続き)

- ・農用地利用増進事業(1975年、農振法改正)

「農地の集団利用」



利用権設定等促進事業(1980年、農用地利用増進法制定)

## 第2章 農地流動化政策の変遷

### 2.3 農地政策改革


EPA・農業ワーキンググループ

農地政策に関する有識者会議



「農地政策に関する基本的方向について」

・農地の有効利用

農地の分散  面的集積の促進

## 第2章 農地流動化政策の変遷

### 2.3 農地政策改革(続き)

・「新たな面的集積システム」の基本的仕組み

①市町村が面的集積に係る方針を策定

②「面的集積組織」の設置

③「コーディネーター」の設置

④利用関係の調整

⑤「委任・代理」の引受

⑥面的にまとまった形で再配分

⑦賃借料・支払の代行

## 第2章 農地流動化政策の変遷

### 2.3 農地政策改革(続き)

・「新たな面的集積システム」のポイント

①「面的集積組織」の設置

②「コーディネーター」の設置

③「委任・代理」方式の導入

# 第3章 農地の面的集積の取組の現状

## 3. 1. 2 (財)福岡県農業振興推進機構の取組および事業実績

＜合理化事業担当者に対する聞き取り＞

- ①「面的集積組織」は、既存組織があるので、意味がない
- ②「コーディネーター」の人件費の確保や人数の制限に課題が残る
- ③「委任・代理」方式は、法律上の問題がある

# 第3章 農地の面的集積の取組の現状


## 3. 1. 3 福岡県における市町村段階の合理化法人(JA)の取組および事業実績

＜合理化事業担当者に対する聞き取り＞

- ①面的集積組織は、既存組織があるので、意味がない
- ②コーディネーターは、予算面の問題を考えて、実現は困難
- ③「委任・代理」方式は、売買事業には有効だが、賃貸借が主流の現在は有効ではない

# 第3章 農地の面的集積の取組の現状

## 3. 2 中間市における面的農地集積の取組 ＜面的集積までの流れ＞

- ①農地の出し手  農業委員会
- ②農地流動化推進員が活動開始
- ③地権者に白紙委任の同意を得る
- ④営農集団の役員と話し合い
- ⑤農地を配分



# 第3章 農地の面的集積の取組の現状

## 3.2 中間市における面的農地集積の取組 ＜推進員に対する聞き取り結果＞

- ①「面的集積組織」は、既存組織があるので、意味がない
- ②「コーディネーター」は、各集落のリーダーを束ねる存在であるべき
- ③「委任・代理」方式は、現行の制度で十分である

## 第4章 おわりに

### 「新たな面的集積システム」のポイントの評価

#### ①「面的集積組織」の設置

- 機能している農地保有合理化法人は、そのまま存続する
- 機能していない農地保有合理化法人は、その他の組織（行政、農業委員会など）と連携を深めつつ、組織として存続する

 現制度でも実現可能

## 第4章 おわりに

「新たな面的集積システム」のポイントの評価

②「コーディネーター」の設置

面的集積の専従者の確保という点では評価



これからの課題として人材の選定方法、手当、インセンティブ、人数などの問題が残る

## 第4章 おわりに

③「委任・代理方式」の導入

売買事業については有効



しかし、

農地流動化の主流は賃貸借

法律的問題(双方代理など)



効果・実現性に問題がある

## 第4章 おわりに

全体としての面的集積の効果に疑問、しかし、

「新たな面的集積システム」の総合評価として

- ・面的集積への積極的取り組み
- ・「コーディネーター」という専任者の確保